

## 愛知県環境審議会総合政策部会会議録

1 日時 平成23年9月12日（月）午前10時から正午まで

2 場所 愛知県自治センター5階 研修室

### 3 議事

- (1) 愛知県環境審議会への諮問について
- (2) 環境影響評価法の一部改正について
- (3) 法の改正を踏まえた本県の対応について
- (4) その他

### 4 出席者

委員10名、専門委員1名、説明のために出席した環境部職員8名

5 傍聴人 2名

### 6 会議内容

- ・ 議事録の署名について、青木部会長が浅野委員と稲垣委員を指名した。
- (1) 愛知県環境審議会への諮問について
- (2) 環境影響評価法の一部改正について
  - ・ 資料1、資料2-1、資料2-2、資料3、資料4、資料5、参考資料3について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

【中村委員】 市においても条例や環境影響評価審査会がある。愛知県の条例は県内すべてが対象かというところではない。たとえば、名古屋駅前周辺の高層ビルは名古屋市の環境影響評価審査会で審査している。この部会では、どの地域を対象に検討するのかがはっきりした方が理解しやすい。

【事務局】 参考資料1の178ページの条例第39条第2項で、対象事業実施区域が本県の条例と同等以上の効果を期待できる条例を制定している市町村に限られるときは、本県の条例の規定は適用しないとしており、192ページの施行規則第42条で名古屋市環境影響評価条例を指定している。したがって、対象事業実施区域が名古屋市内に限られるときは、名古屋市条例が適用され、愛知県条例は適用されない。

【中村委員】 条例を制定しているのは名古屋市だけか。

【事務局】 名古屋市のみである。

【稲垣委員】 参考資料3の2ページの「計画段階配慮事項についての検討」で、「第一種事業を実施しようとする者は」となっている。SEAは本来ならば事業を実施しようとする者ではなくて、もっと前の計画段階で行うものである。あえて「日本版SEA」と言ったのは、本来のSEAの段階より具体化が進んだ、この第一種事業を実施しようという段階で実施するものだからであろうと理解した。

「計画の立案の段階において、一又は二以上の」となっているが、こうはいつでも第一種事業を実施しようとする者が配慮書手続を行うのは難しい気がした。また、6ページに「環境面の影響のみの評価を行うことが適当」としながら、「事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価が行われる」とある。事業を実施しようとする段階で、事業の必要性や、経済性、社会性を含めた評価まで戻るのは中々難しいことではないか。

環境省に聞く部分も多いかと思うが、改正法で日本版SEAを実施する段階、たとえば高速自動車国道の場合だと国幹審の前で実施するのか、どの段階で実施するのか。次回までに整理していただきたい。

【事務局】 配慮書手続を行う段階は難しい問題である。計画が固まった段階で実施しても全く意味がないものである。個別の事業に応じて検討すべき段階がそれぞれあると思うが、こうした点については、環境省の「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」において議論されている。配慮書手続を行う段階の問題に限らず、配慮書手続全般に関わる技術的な事項について、この技術検討委員会での検討状況を注視しながら、条例の対象事業について、どういった段階で検討すべきかななどの基本的な考え方を整理した上で、御検討いただければと考えている。

【稲垣委員】 参考資料3の6ページの「環境面の影響のみの評価を行うこと」は当然であると思うが、「なお」以降の「事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価」をどの段階で実施するのかということが特に引っかかる部分である。環境面で2つ、3つの地点を検討したとする。環境面ではこちらの案がよくても、経済性や社会性から、別の案を採用することがあり得る。環境面で影響があっても、経済性や社会性で選定することになる。環境面の影響のみの評価を行い、事業計画は、事業の必要性、経済性、社会性等も含めた総合的な評価で決定することが、現実的にできるのかという気もしているので、整理しておかないといけない。

【大東委員】 環境省の技術検討委員会でも、「日本版SEA」の考え方は、一般のSEAをよく知っている人ほどその考え方はおかしいのではないかという意見がでている。公共工事の場合は国の政策決定であるので、やる、やらないの決定は活用できるが、参考資料3の6ページの「(制度の対象)」の3つ目の点に、民間事業も含めるとある。民間の事業には基本

的には「やらない」というオプションはないわけで、計画を立てた段階で、経済性も含めて事業を実施するという判断がある。用地買収などもアンダーグラウンドで動きながら事業を進めていくわけで、この配慮書手続はやりづらいという意見もヒアリングの中で多く出てきている。

先ほどの配置の問題で具体的なものが「リニア中央新幹線」であり、改正法の趣旨を先取りしたかたちとなっている。当初のルートは20キロメートル幅で、今は3キロメートル幅まで縮まっている。複数案という言い方ができるかどうかはあるが、その幅の中でどこを通すのかをいろいろ配慮しながら事業を進めていこうとしている。そういった事例も出していった方がわかりやすいのではないかと思う。

**【河野専門委員】** 公共の事業の場合には、位置や場所といった選択肢はあるが、民間の事業では場所の選択肢はあまりない。参考資料3の6ページに「(調査、予測及び評価の手法)」の2番目の点に、「原則、複数案を対象に比較評価を行う」とあるが、場所的には、自社の土地の中で事業化を図るのが原則である。したがって、スケジュールや工法、構造といった、限られた選択肢の中での複数案にならざるを得ないと思う。それが現実であると思うがどうか。

**【青木部会長】** 中央環境審議会での考え方について、補足説明をお願いしたい。

**【事務局】** 参考資料3の2ページの(1)に「一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域」とある。区域はこの場所しかないということも想定されている。さらに、一つの場所の中での施設の配置の比較検討もあり得る。どういった要素について比較検討ができるのかは、それぞれの事業によって異なってくると考えられ、これが6ページでいう「柔軟な制度」であるのかと思う。

**【中村委員】** 参考資料3の6ページで、「第一種事業相当の事業」、「民間事業等も含めた事業」を対象とするとあり、一方、資料5の1ページには「第二種事業については事業者が任意で実施」とある。資料3を見ると、第一種事業は、民間事業がないとは言わないが、ほとんどが地方公共団体や国土交通省、JRといった大きな事業である。第二種事業はかなり民間事業がある。「第二種事業については事業者が任意で実施」とする意味を説明していただきたい。

**【事務局】** 第一種事業と第二種事業は、同じ事業種の中で規模によって分けられている。民間事業は、たとえば、鉄道ではJRや名古屋鉄道といった鉄道事業者が、発電所では中部電力といった発電事業者が考えられる。同じ事業種の中の規模によって、配慮書手続が義務であるか、任意であるかが決められている。

**【大東委員】** 資料3で、第一種事業、第二種事業の法の区分があり、第二種事業は法でやらなくても必ず条例の対象事業となる、現行はこうした制度とな

っている。今回の配慮書手続についても、法は第二種事業を任意としているが、現行の考え方を踏襲すれば、条例でそれを義務化するというかたちになっていく可能性が高いと解釈すればよいか。

**【事務局】** 法の配慮書手続を行わないこととした第二種事業について、条例でそれを義務化することは可能である。ただし、その後、法の手続に移行していく中で、条例の配慮書手続の結果を法の手続に反映させることを義務付けることはできないという問題がある。

### (3) 法の改正を踏まえた本県の対応について

- ・ 資料5、資料6、資料7について、事務局から説明があった。

#### <質疑応答>

**【浅野委員】** 資料6の2ページの「検討の方向性」で、「行政手続の電子化の進展や、限られた時間の中で膨大な図書を縦覧して」とあるが、私も縦覧場所まで行くことが困難であると思った一人である。電子縦覧が制度化されることは望むところであり、必要であると考えている。「準備書と同様に、要約書の作成や説明会の開催を制度化する」ことについても賛成するところである。

県民にとっては、大きな事業ほど難しい内容があると思うので、いろいろな課題が散見していたようであるが、計画を見直すことが困難であるという中で、計画段階配慮事項の検討の手続の新設も必要なことと思って資料を拝見していたところである。法改正の内容が愛知県条例においても適用されて、なおかつ、環境影響評価の事業が適切かつ円滑に進むことを望んでいる。

**【吉久委員】** 法改正に伴って条例を改正することは原則であると思う。そうではない部分をピックアップして説明していただくとありがたい。

**【青木部会長】** そういう方向性があることを前提にすると、そうではない部分を明確にしてほしいということであるが、説明をお願いしたい。

**【事務局】** 事後調査手続についてであるが、条例で法の対象事業について準用しているところ、改正法により事後調査手続が新設され、法の対象事業については法に基づく事後調査手続が行われることから、条例は手を引かなければならないと思っていた。先日、環境省から、条例において引き続き事後調査手続を課すことは、法に抵触しない旨の通知があり、法と条例の手続は、併存することが可能となったところである。

**【稲垣委員】** 資料6の2ページの「<参考>」の「[方法書において説明会の開催を義務づけていない理由]」の中に二つ書いてある。まず下から、「準備書に比べて内容も簡易であり分量も多くない」ということであったが、

実際は、分量も多いものになってしまったため、やらなければならないということはわかる。その上の、「環境影響評価の実施前であって事業の環境影響も明らかとなっていない」から説明会を開催するまでもないとしたところ、今回開催することとなった。それは、おそらく、事業内容ではなくて調査の仕方についての質問が多かったから開催するべきであり、「環境影響評価の実施前であって事業の環境影響も明らかとなっていない」ことは今でも同じであると思うが、確認の意味できちんと整理しておいていただきたい。

【青木部会長】 その点、確認をお願いしたい。

【岡本委員】 「原則」、「柔軟な」といったグレーゾーン的なことが多いように思われた。環境影響評価制度というものは、事業者が善意であることを前提に考えるものであるのか、規制するために行うものなのか。現実問題として、企業が、どこで何をやるのかということはかなり機密の部分が大いように思う。それをどこまで公表させ、企業の営業活動に対してどこまで意見を言うことができるのか難しいと感じた。これまでは、この事業を実施するということに対して、どのような方法で環境影響評価を実施すればよいのかという段階からであったので、たとえば用地買収といったことに絡むこともなかったが、今回の改正はどこまで関わるができるのか。

電子縦覧については賛成である。誰でも意見を述べることは、いろいろな方の意見を聴くことができるといいと思う反面、地元の方の意見がそれ以外の方の意見と同じに扱われることは腑に落ちなかった。

風力発電については、バードストライクで関心があった。今後増えるであろうソーラーはどうか。メガソーラーは、広範囲にわたって光を遮る。地面がコンクリートであれば影響は少ないが、休耕田であれば日光の取り合いになる。今まで太陽の光を得ていたところでのバランスと、それがなくなったときのバランスは変わってくると思う。

【事務局】 改正法での配慮書手続については、環境省において基本的事項を検討しているところであり、これを注視しながら、条例においてはどう考えるべきかをこれから整理していきたい。

地域を限定することなく意見を述べる制度となっているが、事業者はこれらの意見に配慮しながら、事業に反映していくものと考えている。

メガソーラーについては注目されているところであるが、広大な土地を要することから、面積要件に該当すれば従来からの工業団地の造成の事業として対象事業となることもある。発電そのものに対しては、法と条例を一体的に運用していくので、今後の課題の一つとさせていただき

たい。

【青木部会長】 「原則として」であるとか、「柔軟な」ということばが、よく使われるが、そういった場面では立法ないし制度の目的や趣旨といったものが機能するわけで、全くグレー一色ということではなくて、そうした段階があるということをお聞きしたい。

【田中委員】 資料3のたとえば「①道路」で、「県道・市町村道（4車線以上）」とあるが、これは新設の場合か、拡幅の場合も含まれているのか。

【事務局】 資料3は概要であり、対象事業については、愛知県環境影響評価条例施行規則の別表第1に示している。参考資料1の193及び194ページのとおり、「新設の事業」、「改築の事業」が対象となる。

【広田委員】 COP10において、「愛知ターゲット」が採択され、「愛知」の冠を得た以上、どうしても世界からの注目や期待が集まるのではないかと感じる。法改正への対応はもちろん、愛知が先陣を切って新しい例となることが期待されているのではないかと。経済界には負担を強いるかもしれないが、愛知県としていかにバックアップできるかが大切である。

企業は初めに接触するのはおそらく環境部ではなく、企業庁や産業労働部であるが、その時点で、県側から提案ができるような体制が必要である。たとえば、先端技術の産業に対する誘致や優遇がなされていると思うが、これに、生物多様性を守るような事業に対する優遇であるとか、代替案を愛知県がきちんと説明できる体制を横断的に構築すべきではないかと思う。これが5年、10年続いて、愛知県は新しい環境ビジネスや環境配慮型の事業がやりやすいと思われる県になるべきである。愛知県がアドバイザーや調整役を事業ごとに置き、住民と事業者の通訳の立場を担う、タウンミーティングを数多くもてるように県がバックアップをするといったことが必要ではないか。

こうしたことは、愛知県はこういう指針を進めるといった哲学として決まればよいと思う。「環境影響の回避・低減」が環境影響評価の基本であるが、愛知県の立場がうまく伝わればよいと思う。

【事務局】 環境影響評価は規模が大きいものが対象である。しかし、生態系の保全を考える上では、もっと細かい事業であっても生態系に配慮した事業の実施が必要であることを踏まえながら、いわゆる生態系のネットワークづくりや生態系をいかに評価するか、専門家を交えて検討しているところである。評価をするに当たっては、県がどういう立場でそれに協力できるか、技術的な支援や審査をいかにしていくか、それを制度化するにはどうするかを検討を進めている段階である。

【木村委員】 本日の話は、環境影響評価法が改正されて、愛知県としてどのように対応していくかということで、資料6が総合政策部会で検討すべきことと理解してよいか。これからは、「検討の方向性」として挙がっている

ものに関して、こういう視点からするとこうした問題があるとか、何を念頭において検討すべきであるとか、そうしたことをわかりやすくまとめていただいたもので議論していきたい。

【事務局】 この部会において県が求めていることは、まさしく資料6の「検討の方向性」にまとめてある。本日は、第一回目ということで、国の動きであるとか、これまでの経緯を含めて説明させていただいた。次回は、本日の委員からの意見を踏まえて、議論のポイントを整理した資料を用意する。

【河野専門委員】 環境影響評価の手続の流れであるが、住民の意見はこれまでの流れの中で得られているか。愛知県内で行われる事業に対しては、意見を聴くにしてもせいぜい隣県の方々までであって、いかに地域住民の意見を聴くことができるか、そしてそのための仕組づくりが重要である。準備書などの要約書を見たが、要約ではなく、100ページ近いものの中にはあった。住民に意見を求める限りは、多大な資料では拒否反応を起こしてしまうので、ポイントを絞った、わかりやすい、意見を聴きやすい要約書にする工夫をしたらどうかと思う。

事業はやらない方が環境にはよく、事業を実施することによって環境によいことはほとんどの場合はないと思う。それでもやろうとするのは、廃棄物処理施設もそうだが、放っておくともっと酷くなるのでつくらざるを得ない。企業の側からすれば、収益であるとか、事業の中身をよくするために、こういう事業を実施したいということになる。この際には環境に何らかの影響があるのは事実であるから、その中でも工法であるとか、スケジュールといった提案はできると思う。事業そのものを行わないということは難しい。最終的な目的を誤ると、法や条例をつくっても、現実的に運用しづらいものとなって、何のための条例なのかということになる。

名古屋市との横の連携、情報交換をしながら、愛知県と名古屋市の考えが大きく異ならないよう、より合理的に進めていければと思う。

【事務局】 事業に対する影響を最も受けるのが地域の住民であり、その地域に居られる方々である。意見は広く受け入れられるが、説明会は関係地域内で開催する。法的なもののほかに、パンフレットといったできる限りわかりやすいものを使って伝えることができるよう、事業者を指導しているところであり、そうした制度になるよう運用していきたいと考えている。

環境影響評価の目的は、事業による影響を回避・低減するというものである。配慮書手続は、新たな制度を作ることが目的ではなくて、これによって、前に戻ってやり直すことのない、これまで以上に事業が適切かつ円滑に進むようにすることを念頭に、制度設計をしていく必要がある。

ると考えている。

名古屋市での議論は承知しており、情報交換をしながら進めていきたいと考えている。

**【大東委員】** 「豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業」は、方法書から準備書に至るまで長期間を要した。この間レイアウトが3回変わったことによるものであるが、これは、方法書を出した後の地元の意見、トヨタ自動車自身が環境に配慮した案を作り直すというやりとりがあつたことである。方法書を作成する段階でもう少し環境に配慮したものにしていれば、計画の見直しも最小限であつたかもしれない。そういったことが、配慮書手続の中に組み込まれていくのではないか。こうした具体例も参考になると思う。

**【広田委員】** 地域住民ではないから、意見が軽いとは言えない。たとえば、湿地に来る鳥は、地球規模で移動しているわけで、世界市民として、鳥の代弁として意見が挙がることとなる。地域住民の意見しか聴かないということは時代に逆行する。

企業は事業を展開するときに、環境影響評価に必要な経費であるとか、企業イメージが下がるかもしれないといったリスクを抱えている。そうしたリスクを県がいかに減らせるか、という面でサポートできるとよいと思った。

**【青木部会長】** 本日は委員からいろいろな意見をいただいた。事務局においては、次回の部会までに委員からの指摘を踏まえて、その対応について整理しておいていただきたい。

#### (4) その他

- ・ 特になし。